

一般財団法人

経済産業調査会インタビュー

編集部：経済産業調査会の沿革についてお教えてください。

経済産業調査会：経済産業調査会は、戦後、昭和24年12月27日に通商産業大臣から「財団法人通商産業調査会」として設立を許可されました。その後、平成13年の省庁再編に併せ、当会の名称も「財団法人経済産業調査会」に変更致しました。その後、平成20年12月に施行された「公益法人制度改革関連3法」を受け、平成25年4月に「一般財団法人経済産業調査会」へ移行致しました。

編集部：「特許ニュース」の特徴といえば、日刊紙であるという点だと思いますが。

経済産業調査会：そうですね。第三種認可で知財専門の日刊紙というのは、おそらく他にはないと思います。

編集部：少人数で編集されているとのことですが、どのような流れで編集作業を行ってらっしゃるのですか。

経済産業調査会：日刊といっても新聞社とは違い24時間体制ではありません。1週間前には紙面を確定して、印刷しています。

編集部：テーマ決めなど紙面づくりはどのように行なってらっしゃるのですか。

経済産業調査会：弁護士、弁理士の先生方との意見交換でテーマを決定することが多いです。

編集部：連載も多いですね？

経済産業調査会：そうですね。

編集部：判決文の紹介もありますよね？

経済産業調査会：判例を理解することは、知財全体の動きを的確に現していますので。毎週月曜、火曜は裁判所関係の記事を載せています。

編集部：編集にあたり苦勞されている点をお教えてください。

経済産業調査会：紙面調整でしょうか。本紙は8、12、16ページの編成（4の倍数）で紙面作成しております。

一つでも記事に穴があいてしまうと頁数が合わなくなってしまいます。雑誌でしたら、仮にある先生の原稿が抜けてしまった場合には、他の先生にお願いするか、頁を減らすかですけれども、本紙の場合はそれが出来ないのです。

編集部：特集号もあると思いますが、特集号ならではの苦勞されている点がありますか？

経済産業調査会：特集号は、新春特集号、発明の日、3月下旬には3日間連続で各国産業財産権制度一覧、4月、7月、10月、1月の下旬には、特許庁の定期異動について特集を組んでいます。その他は通常号という認識でおります。

4月18日に発行された「発明の日の特集号」では特許庁審査業務部長インタビューを掲載させて頂きました。インタビュー、リライト校正、ゲラ校正は年度末で多忙な時期なので、特許庁のご担当者の皆様にご迷惑をおかけしており、毎年申し訳ない気持ちを抱いております。担当の方と基本的にはメールで連絡させて頂いておりますが、会議、出張とご多忙の中でのご寄稿、校正をお願いしております。

編集部：編集にあたり心がけていらっしゃることはどんなことですか？

経済産業調査会：穴をあけずに日刊紙を出すことです。

論文の場合は構想2か月、ご寄稿1か月と考え、初めてお願いさせていただく先生には、半年くらい前にはお願いしています。書き始めは人によって違いますが、最終的に先生がご自身でチェックをされたり、法律事務所内に研究所や研究会があればその方達でチェックをされているそうなので、早目をお願いしたり、原稿締切日1ヶ月前にご進捗をお伺いしたり。何かアクシデントがあったとしても対応できるよう時間に余裕をもつよう心がけています。

編集部：日刊ですと、納期が厳しいと思いますが。

経済産業調査会：そうですね。印刷会社さんに予定通

りに原稿を送付するために、原稿の締切日は厳守していただきたいですね。そのためには、私には何ができるかという、先生にご進捗伺いのメールを1か月前とか、1週間前とかに送っています。

編集部：どうしても頁数が埋まらなかったということはなかったんですか？

経済産業調査会：そのような事態にならないように努力しております。ストック原稿のような原稿は本紙にはございません。掲載日を差し替えたことは数回あったかもしれませんが。時々経産省、特許庁から報道発表されたプレス記事掲載もございます。日刊紙というのは、そういう可能性はあります。

編集部：パテント誌のイメージについて教えてください。

経済産業調査会：パテントのイメージというよりも事実だと思えますが、価格が安価であるのにこれだけ豊富な知的な情報を読むことができるということが素晴らしいと思っています。他の追随を許さないオンラインの月刊誌だと思います。

編集部：「特許ニュース」とパテント誌との違いについてどう考えていらっしゃるでしょうか？

経済産業調査会：パテント誌との違いは、当たり前ですけれども、当方は日刊紙というところですね。本紙は別に報道や時事ネタを扱っているわけではなく、基本的には論文が中心ですので、そういった意味では、毎日お届けする論文日刊紙であると思っています。3月上旬に開催された日本知的財産仲裁センターのセミナーですが、概要を本紙では、4月14日号に掲載させて頂きました。パテント誌でより詳しいものを掲載されると伺っています。今後も一緒に共栄共存させていただければ嬉しいです。

編集部：やはり日刊紙としての特性で、そういった速報性というのがありますね。パテント誌の場合はだいぶ先になってしまいますので。

経済産業調査会：先生によっては、旬な事件を取り上げて早く本紙に掲載したいとお考えの先生もいらっ

しゃいますし、判決後、一歩引いて俯瞰した後で書く先生もいらっしゃると思いますよ。それは先生のご判断ですが。例えば、10年前の知財判例の評釈論文というのは、「特許ニュース」には馴染まないと思っています。

編集部：パテント誌はどちらかというところですか？

経済産業調査会：購読者は企業知財部、弁理士事務所、弁護士事務所がほとんどです。今は企業の方が6割強ですね。十数年前は五分五分だったのですが。

編集部：「特許ニュース」が目指す今後の姿について教えてください。

経済産業調査会：幅広い読者層の皆様にご購読頂くことが理想ですが、難しいと思います。やはり、知財専門分野の方々に購読の必要性を感じていただく日刊紙として生きていくしかないと思います。読者層を拡大する為に随筆とか一般紙的な記事も掲載しておりますが、知財業界の話というか、弁理士会や弁護士会内で話題になった出来事の掲載も、それはそれで面白いとは思いますが、基本的には実務に役立つ記事や論文を、企業の知財担当部署の仕事に役立つ紙面づくりが重要だと私は思っています。

編集部：「各国財産権制度概要一覧」など実務上大いに助かっています。

経済産業調査会：この特集号は、当会で1年をかけて弁理士の先生方を中心としたチームを組んで取り組んでいます。

編集部：最後に、パテント誌への提言やご意見等あればお聞かせください。

経済産業調査会：提言という訳ではありませんが、パテント誌も「特許ニュース」も白黒印刷ですけれども、商標や意匠関連の論文を考えると、カラー印刷についてのお考えは如何でしょうか？

編集部：確かにそうですね。色の商標とかどんどん登録になっていますから。パテント誌への提言と承って検討していきます。



インタビュー風景

日本弁理士の
『特許出願等援助制度』をご活用ください

～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

JPAA
Information

特許出願等援助制度とは？

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることがなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

援助対象者は？

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

援助の費用は？

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

援助の条件は？

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。(※詳細は右の「利用の流れ」)

利用の流れ

申請

審査

審査結果の通知

援助が決定したら
弁理士の選定

契約

援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで

特許出願等援助制度

検索